

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂の概要

<本ガイドラインのねらい>

- ・ 地熱発電の開発前中後の各段階に実施される、掘削行為等による温泉資源への影響を判断するために必要な資料とそれに基づく判断の方法等を示すこと。
- ・ 地熱発電の開発のための温泉の掘削等について、今後、各都道府県において、本ガイドラインを参考に、温泉法における許可の運用に当たることにより、手続きの早期化に資する。
- ・ 本ガイドラインの取りまとめを契機として、地熱発電の温泉資源の関係について、関係者間での理解の共有が進められ、また、今後の科学的な議論がいつそう展開されることを期待。

1. 背景

平成 24 年 3 月に策定した本ガイドラインは、見直しの目途としている 5 年が経過した。また、当該ガイドライン策定以降、自治体において地熱発電に関する条例等の制定が進んできている。こうした地熱発電をめぐるこれまでの国内の動向や平成 27 年度に環境省が実施した地熱発電と温泉地の共生事例調査の結果を踏まえ、温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会における議論を経て、本ガイドラインの改訂案のとりまとめを行った。

2. ガイドライン改訂に向けたスケジュール等

平成 28 年 12 月より温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会を設置し、3 月までに 3 回に渡る議論を得て、改訂案のとりまとめを行った。

第 1 回検討会（平成 28 年 12 月 12 日開催）

第 2 回検討会（平成 29 年 2 月 1 日開催）

第 3 回検討会（平成 29 年 2 月 28 日開催）→ ガイドライン改訂（案）
を作成



- ・ 中央環境審議会温泉小委員会の開催
- ・ パブリックコメントの実施（4 月初旬～1 ヶ月程度）
- ・ 全国温泉行政担当者会議

5 月下旬 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の改訂

(参考) 温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)改訂検討会委員名簿

(敬称略・50音順)

| 氏名 | 所属機関・団体及び役職 |
|----------|---|
| 安達 正敏 | 国際石油開発帝石株式会社 経営企画本部 事業企画ユニットシニアコーディネーター |
| 板寺 一洋 | 神奈川県 温泉地学研究所 研究課長 |
| 甘露寺 泰雄 | 公益財団法人 中央温泉研究所 専務理事 |
| 交告 尚史 | 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授 |
| 佐藤 好億 | 一般社団法人 日本温泉協会 常務副会長、地熱対策特別委員会顧問 |
| 田中 正(座長) | 筑波大学 名誉教授 |
| 錦澤 滋雄 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授 |
| 野田 徹郎 | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 名誉リサーチャー |
| 山崎 吉明 | 大分県 生活環境部 自然保護推進室 室長 |

3. 改訂案の概要(ポイント)

(1) ガイドラインの目的、位置づけの明確化

- ガイドライン策定の目的を改めて明記「温泉を将来の世代に引き継ぎ利用できるよう、持続的な利用を可能とするための資源保護のあり方を示すものとして策定。」
- 地熱発電の開発のための温泉の掘削等については、各都道府県において本ガイドライン及びガイドライン(平成26年版)を参考に、温泉法における許可の運用にあたることを期待。

(2) 地熱発電の各段階における掘削許可の判断に有益な情報等の扱いの明確化

- 本ガイドラインに記載された地熱調査の各段階で取得される情報は例であり、すべての調査で得られるものではないため、状況に応じて判断する必要がある旨を記載。
- 地域の温泉資源等の状況に応じて、本ガイドラインで示す資料に加えて更に資料を収集する、あるいは本ガイドラインで示す資料の一部を省略するといった対応など、個々の地域の実状に応じた取り組みを否定するものではない。

(3) 定期的、継続的なモニタリングの重要性とその実施方法等に関する記載の充実

- 温泉のモニタリングについては、井戸自体の健康診断といった意味を持つため、当該温泉源を利用する者が中心となって調査を行うことが原則であるものの、状況に応じて判断すべきである。
- 地熱開発におけるモニタリング頻度等について、アンケート調査から得られた情報を参考に記載。
- モニタリングの実施箇所、頻度、項目及び測定方法等は当該地熱開発の出力数や開発地域周辺の温泉利用状況に左右されるが、発電に利用する源泉以外に複数の源泉をモニタリングすることが望ましい。
- その他法令等においても、モニタリングに関する規定があり、参考となる可能性がある。(FIT 法、アセス法、自治体条例等)

(4) 合意形成の仕組みの重要性と適切な実施方法等に関する記載の充実

- 協議会等は温泉資源の活用やその他、地域固有の課題を話し合う場。
- 合意形成の仕組みは、調査・開発の段階や地元状況に応じて適切な形をとることが必要である。また、状況によっては、関係者への個別説明や住民説明会等の開催なども考えられるが、いずれの方法であっても、地方自治体との連絡・相談を密にすることが肝要である。
- 協議会体制構築例を追加（コアメンバーに加え、地域の実状に合わせたメンバー構成）。
- 地熱発電と温泉事業が共存・共栄するためには、地域の実情に応じた温泉資源保護のための集中管理などの地域共有の課題についても関係者間で協議することが有用。
- 平成 27 年度地熱発電と温泉地の共生事例調査により得られた情報を整理したものを参考資料として掲載。

(5) その他

- 各自治体の地熱発電に関する条例等を整理したものを参考資料として掲載。
- 地熱資源の状況などを最新のデータに更新。